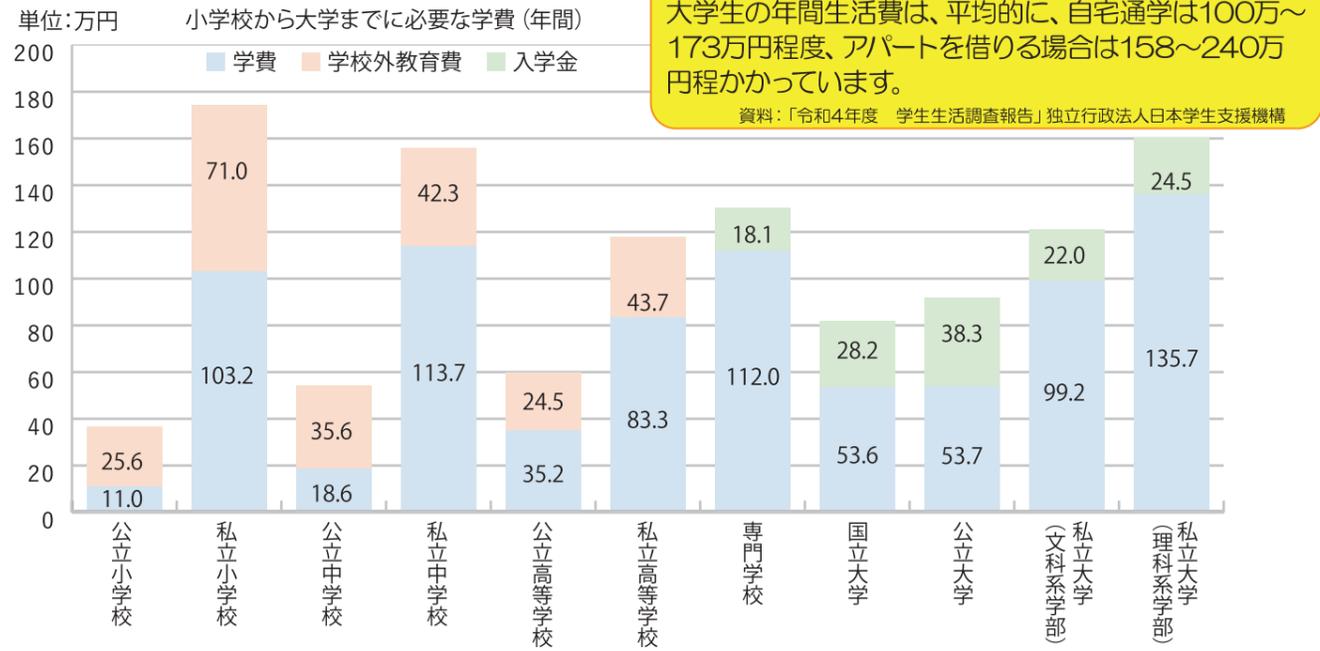


# こどもの学費、どのくらいかかるの？



大学生の年間生活費は、平均的に、自宅通学は100万～173万円程度、アパートを借りる場合は158～240万円程かかっています。

# 養育費は「こどもの権利」です！

- ◇ 養育費は、こどもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用です。
- ◇ こどもを育てている方の親は、他方の親から養育費を受け取ることができます。
- ◇ 離婚により親権者ではなくなった親であっても、親として養育費の支払義務を負います。
- ◇ 養育費の支払期間は一律「成人＝18歳まで」ではありません。たとえば、こどもが大学に進学する可能性がある場合には「子が22歳に達した後の3月まで」と定めることも可能です。
- ◇ 養育費の金額や受取期間等の詳細は、離婚する際に公正証書(または調停証書)で取り決めておきましょう。
- ◇ 離婚後数年経ってからも請求することは可能です。裏面の「法テラス」「ひとり親サポートセンター」に早めに相談！
- 父母の離婚後の子の養育に関するルール改正(2026年(令和8年)4月1日施行)
- ◇ 養育費の不払いがあった場合、父母が取り決めた文書に基づき、こども1人当たり月額8万円を上限に養育費の差押さえの申立てができるようになりました。
- ◇ 離婚時に養育費の取り決めをしていなかったときでも、こども1人当たり月額2万円の養育費を暫定的に請求できるようになりました。

※婚姻費用・養育費の目安は、こどもの人数、権利者と義務者の年収により異なります。



「父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました」  
法務省民事局 2026年1月改訂



「婚姻養育費算定表」法務省



養育費等相談支援センター  
公益社団法人 家庭問題情報センター

## 離婚前から知っておきたいお金の知識

- ◇ こどものために加入した学資保険をはじめとする生命保険  
離婚時の財産分与の対象財産です。後々のトラブルを避けるため、相手方が契約者となっている学資保険・生命保険等は、名義変更しておくことをおすすめします。(名義変更の可否は、保険会社により異なります。)
- ◇ 相手方名義の家、相手名義の住宅ローンが残る家  
後々のトラブルを避けるため、相手方名義の家や、相手方名義(ペアローンを含む)の住宅ローンが残る家にそのまま住み続けることは避けることをおすすめします。

※私立大学理科系学部、医歯系学部を除く。  
※幼稚園・小中学校の学費は、給食費含む。※国立大学の額は、国が示す標準額。公立大学入学料は地域外入学者の平均。  
※私立大学・専門学校の学費は、授業料と施設設備費・実習費等の合計額。  
資料:「令和5年度子供の学習費調査」「子供の学習費」結果の訂正について令和8年1月16日「国公立私立大学の授業料等の推移(令和7年)」「令和7年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金等平均額(定員1人当たり)の調査結果について」文部科学省。「令和6年度 学生・生徒納付金調査」東京都専修学校各種学校協会

## ◇高等学校授業料無償化(就学支援金)は、どうなるの？

国の令和8年度予算(案)によれば、所得制限が撤廃され、公立11万8,800円、私立は45万7,200円(年収の目安が270万円未満世帯は、上記に静岡県の補助金55,800円/年を上乗せ)の就学支援金が支給される見通しです。※支援金はいずれも年額、全日制の場合  
ただし、**無償化の対象は、授業料のみです。**制服・体操服、教科書等の教材費、PTA会費、修学旅行積立金、私立の施設利用料等は対象外です。また、この就学支援金は、**学校が生徒に代わり受け取ります。**私立の場合、一旦、授業料を全額納める必要がある学校や、授業料が就学支援金の上限を超える高校では差額を負担する必要があることに注意が必要です。  
なお、年収の目安が490万円未満世帯には、授業料以外の教育費として高校生等奨学給付金が支給される見通しです。

## ◇学費は早めの準備が大切。でも、足りない!？そんな時は…

**国の高等教育の修学支援新制度**

一定世帯の学生向け支援

- ☆ 授業料・入学金の免除や授業料等減免
- ☆ 給付型奨学金の支給

高等教育の修学支援金 政府広報 オンライン テレビ

私立理工農系向け支援

- ☆ 一定額の授業料・入学金の減免

こども3人以上の多子世帯向け支援

- ☆ 授業料・入学金の無償化拡充

多子世帯の大学等の授業料等無償化 文部科学省

**日本学生支援機構 奨学金**

もらえる「給付型」と借りる「貸与型」の2種類。

※貸与型は、卒業後に、お子様が返還義務を負います。親子でよく話し合しましょう。

※予約採用の申込は、高校3年の春!

進学資金 シミュレーター 日本学生支援機構

**大学・地方公共団体等が行う奨学金**

大学が行う学内奨学金、都道府県・市区町村・奨学金事業実施団体等が行う奨学金も検索しておきましょう。

奨学金制度検索 日本学生支援機構

※上記のほか、母子父子寡婦福祉資金貸付(修学・就学支度資金、市区町村の福祉担当窓口)、生活福祉資金貸付(市区町村の社会福祉協議会)、国の教育ローン(日本政策金融公庫)、民間の教育ローン等もあります。  
※貸与型奨学金や貸付制度は、「いくら借りられるか?」ではなく「毎月いくら返せるか?」で借入額を検討しましょう。  
※奨学金によっては、支給開始が入学後になることもあります。よく確認しましょう。

**住まいの確保**

母子生活支援施設(窓口:お住まいの市町福祉担当課)、県・市営住宅、セーフティネット住宅、居住支援法人等を活用し、住まいを確保しましょう。ひとり親家庭の家賃支援制度も要チェック!



セーフティネット住宅



静岡県住宅供給公社



居住支援法人



ひとり親家賃支援・静岡県

**離婚調停**

円満離婚であっても、家庭裁判所の夫婦関係調整調停(離婚)を利用すれば、養育費・財産分与・慰謝料・年金分割等についてしっかり話し合うことができます。離婚の判断に悩む場合も利用できます。

夫婦関係調整調停/裁判所



**婚姻費用**

別居している場合、こどもを育てている方の親は、他方の親に「婚姻費用の分担請求」により、こどもの教育費・生活費などを求めることができます。

※婚姻費用の目安は、上記「婚姻養育費算定表」二次元バーコードをご覧ください。

**財産分与**

婚姻中に取得した財産は、夫婦の名義にかかわらず、離婚時または離婚後に分割できます。結婚前に築いた財産・相続財産等は、原則、分割対象外です。

財産分与調停請求/裁判所



**年金分割**

婚姻中の保険料納付額に対応する厚生年金記録を当事者間で分割し、それぞれ自分の年金とすることができます。

離婚時の年金分割 日本年金機構サイト



※財産分与・年金分割の期限は、令和8年3月31日以前の離婚は2年、同年4月1日以降は5年です。